

基本目標

生涯にわたる健康支援

男女が互いの性差を理解し合い、人権を尊重しつつ、相手への思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提といえます。

生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面しますが、特に女性はその身体的な特徴から妊娠や出産をする可能性があることから、全てのカップルと個人が妊娠・出産などについて主体的に選択できるよう、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)()の視点に留意し、性について男女ともに理解を深めることが重要です。

男女がともに健やかで心豊かに生活できる社会を実現するために、「自分の健康は自分でつく」という理念のもと、身体的にも精神的にも社会的にも健康でいられるよう、各ライフステージにおける男女の性差に応じた取り組みを推進するとともに、性の尊重について、自分だけでなく互いの思いやり大切にできるよう、理解を深める啓発活動を推進します。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)

リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)とは、平成6年(1994年)の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成7年(1995年)の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利)は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

(国の第3次男女共同参画基本計画より)

第3章 計画の内容

施策 1

生涯にわたる健康の保持・増進

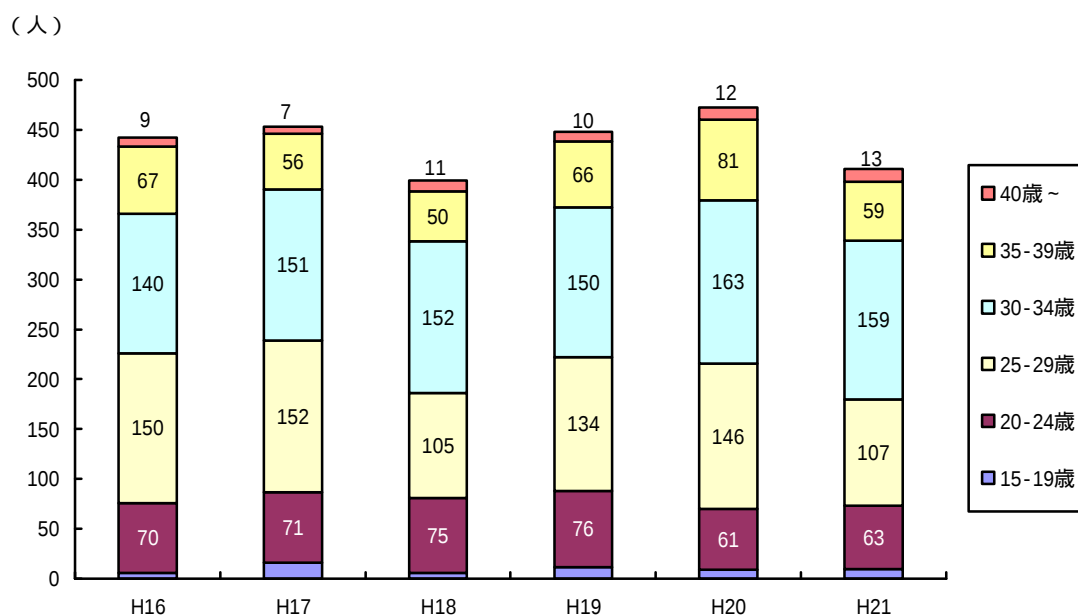
生涯を通じた健康の保持のためには、性差に応じた的確な健康支援を受けることが必要です。

男性の方が肥満者や喫煙飲酒する人の割合が高く、また精神面で孤立しやすい状況にあり、また女性はその生理的特性から、身体の変化（初潮、妊娠・出産可能期、閉経期）に応じた適切な対応が求められるなど、男性、女性それぞれに健康を保持する上での配慮が大切です。

特に女性の妊娠・出産期は、女性の健康支援にとって大きな節目であり、地域において安心して安全に子どもを産み育てることができるよう、支援体制を充実させることが重要です。

このため、男女がそれぞれの性差を踏まえて、各ライフステージに応じて適切な健康の保持・増進ができるよう支援に取り組みます。

石狩市における年齢別の出産数の推移



資料：石狩市保健福祉部

施策の方向(1)		性差に応じた健康保持・増進	
男女がその性差に応じ、各ライフステージにおいて自らの健康をコントロールし、適切な自己管理や改善を行うことができるよう、意識づくりと正しい知識の普及を推進します			
所管部局	健康推進室	関連計画	健康いしかり21
性差に応じた健康支援	拡充	女性に対する乳がん等のがん検診や骨粗しょう症検診のほか、生活習慣病等の一時予防に重点を置いた取り組みや、健康を増進する環境整備など、一人ひとりが性差に応じ、健康づくりに向けて自発的に取り組めるよう支援を推進します	

施策の方向(2)		妊娠・ 出産に関する 健康支援		
女性が安心して子どもを産み、健やかに育てられる環境づくりを推進します				
所管部局		健康推進室	関連計画	こども・あいプラン
	妊婦に対する 相談支援の充実	継続	妊婦届出時の相談体制を強化するとともに、若年や高齢、疾病を有するなど妊娠出産に困難をきたしやすい妊婦に対し、訪問や電話相談などによる個別支援を実施します	
	産後の 母親の 精神的負担軽減	継続	産婦人科との情報交換・新生児訪問・4ヵ月健診時の母親の精神状況を確認し、産後うつ病に対し支援します	
	妊婦健診の 充実	継続	お母さんと子どもの健康を守るため、妊婦健康診査の受診票の発行を充実し、妊娠初期からの健康保持を促進します	
	産後サポート 事業	継続	産後間もない家庭に、ファミリーサポートセンター事業の無料券を配布し、産後の安定を図ります	

妊婦健康診査

妊産婦の健康具合や、お腹の赤ちゃんの育ちぐあいをみるため、身体測定や血液・血圧・尿などの検査を行います。市では平成21年4月より、「妊婦一般健康診査受診票」の発行を5回分から14回分に拡大し、さらに6回分の「超音波検査受診票」をあわせて発行しています。

第3章 計画の内容

施策2

性の尊重についての啓発活動の推進

男女双方が性を尊重し、互いに正しく理解することは、健康の維持とともに、望まない妊娠や性感染症などを防ぐという観点からも重要であり、特に若年層に対し、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重し、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築できるよう、発達段階に応じた教育を実施します。

施策の方向(1)		適切な性教育の推進	
若年層に対し、性に関しての心身の発育・発達と健康、性感染症等の予防などに関する知識を身に付けられるよう、性教育の充実に努めます。			
所管部局	企画経済部、健康推進室、生涯学習部	関連計画	こども・あいプラン、教育プラン
思春期保健対策	継続	性と生殖に関する正しい知識の普及に努めるとともに、学校教育において、学習指導要領にのっとり適切な指導を実施します	